

5世介保第3297号
令和6年3月29日

居宅介護支援事業所 管理者 各位

高齢福祉部介護保険課長
谷澤 真一郎

令和6年度上半期東京都主催認定調査員新規研修開催について

日頃より当区の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

認定調査員新規研修におきましては、東京都からの通知に基づき、令和6年度上半期においても昨年度と同様、eラーニングによる参集によらない研修形式にて実施させていただきます。事業所様におかれましては下記3に定める期間、下記の通り研修を実施いたしますので、受講生の推薦方よろしくお願いいたします。

記

1. 研修教材

(1) については、受講申し込み後に事業所あてに世田谷区から郵送します。

(2) (3) については、下記URLからご自身でアクセスし、履修してください。

(1) 「要介護認定認定調査員テキスト2009改訂版」(下記URLからも閲覧できます。)

http://www.nintei.net/3_1text.html

(2) 厚生労働省要介護認定適正化事業HP研修動画

- ・「認定調査の基本的な考え方」講義動画(認定調査員能力向上研修会/東京会場(平成26年7月16日)の講義模様、1時間24分50秒)
- ・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画(20分10秒)
- ・eラーニングに掲載されている動画(1時間11分50秒)

http://www.nintei.net/2_1ksksr.html#1

※eラーニングシステムの「学習教材」にも同じ教材が掲載されています。

(3) 認定調査員向けeラーニングシステム

<https://www.learningware.jp/e-nintei/ps/Default.aspx>

※ログインIDとパスワードが必要になります。

2. 受講方法

(1) 受講を希望する方は、「令和6年度認定調査員新規研修 申込書」を区のホームページからダウンロードの上、介護認定審査事務係(FAX03-5432-3059)までファクシミリでお送りください。(受講申込書は、世田谷区のホームページでご確認ください。)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/001/d00026713.html>

[ホーム](#) > [目次から探す](#) > [福祉・健康](#) > [高齢・介護](#) > [介護保険事業者向け情報](#) > [介護事業者の方へのお知らせ](#) > [要介護認定調査委託事業所向け情報](#))

(2) 申請後、世田谷区から eラーニングのログインID・パスワードと「要介護認定認定調査員テキスト2009改訂版」を郵送します。

(3) 研修教材及びログインID等を受領後、1の「研修教材」について、次の順番で履修します。

① 1 (1) の認定調査員テキストを読み込み、記載内容を理解します。

↓

② 1 (2) で指定する動画を全て視聴し、内容を理解します。

↓

③ 1 (3) の認定調査員向け eラーニングシステムに収録されている「問題集」のうち、次の3つの問題をシステム上で回答します。

・初回アンケート

↓

・全国テスト14

↓

・初学者問題集

(4) 上記(3)の受講後、「令和6年度上半期認定調査員新規研修 受講アンケート」を事業所でとりまとめの上、メールでお送りください。

送付先：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※メール件名は「(事業所名) 認定調査員新規研修修了報告」、

ファイル名は「(事業所名・氏名) 受講アンケート」と表示すること。

(受講アンケートは、世田谷区のホームページでご確認ください。)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/001/d00026713.html>

[ホーム](#) > [目次から探す](#) > [福祉・健康](#) > [高齢・介護](#) > [介護保険事業者向け情報](#) > [介護事業者の方へのお知らせ](#) > [要介護認定調査委託事業所向け情報](#))

(5) 世田谷区からの報告を受け、東京都は履修を確認の上、研修修了者名簿に登載し、修了証を発行します。修了証書が世田谷区経由でお手元に届いた時点から、認定調査員としての調査が可能となります。

また、下記の研修内容を補足する研修資料を世田谷区から配布します。

補足研修資料

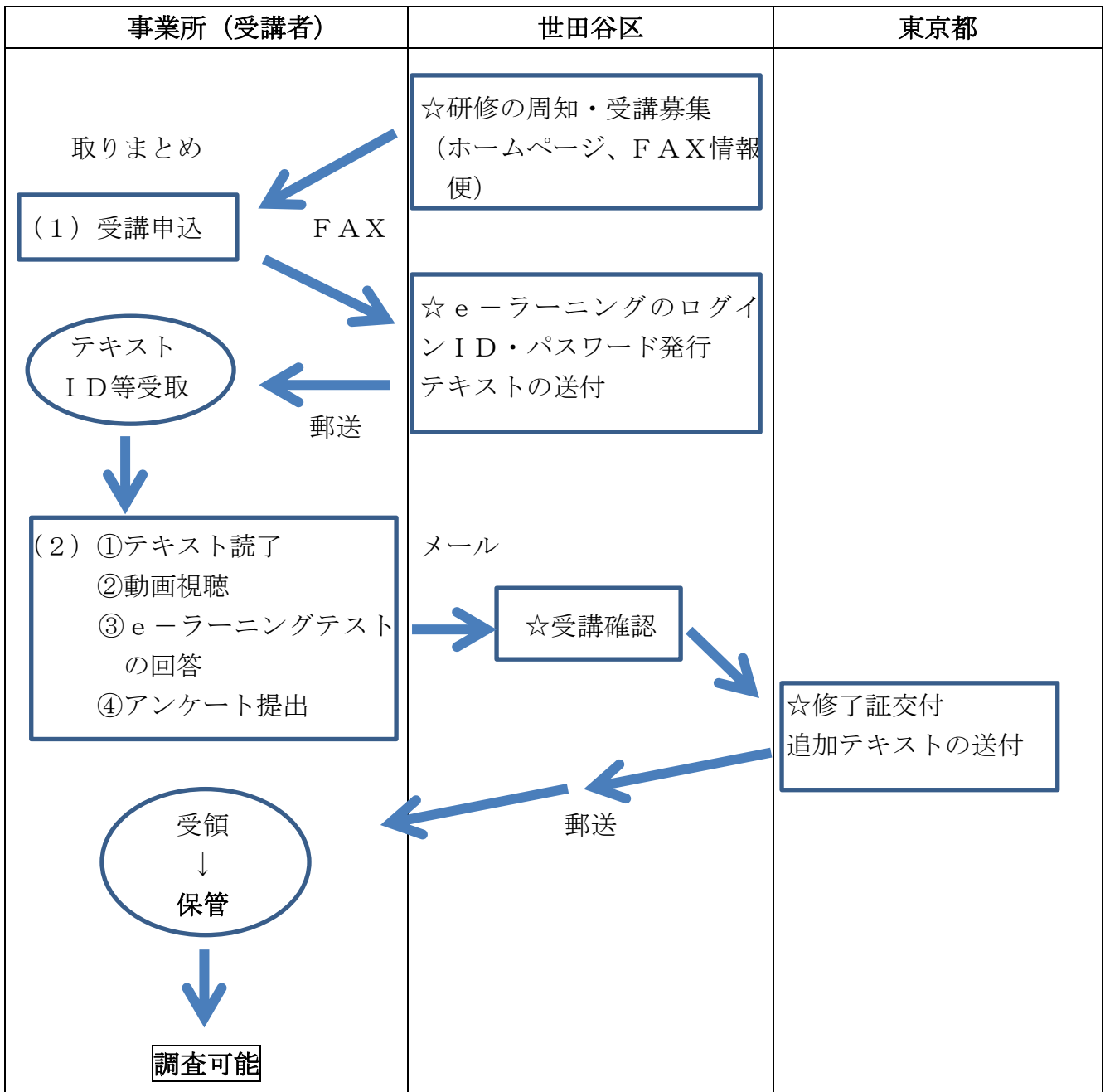
・認定調査員ハンドブック2019

・認定調査員ハンドブック 別冊 問いかけ編

3. 研修の履修期限

令和6年8月30日(金)までの運用とし、受講者はその間に全ての受講を終了してください。

4. 研修フロー図



5. その他

- (1) 本通知に係る取扱いは、今後の国の通達、東京都の通知及び社会情勢等により変更することがあります。変更する場合には、改めてホームページでご案内いたします。
- (2) 研修に関してご不明な点や確認事項がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

<担当>

世田谷区高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係

電話：03-5432-2912

FAX：03-5432-3059

落合